

江南市同時

2023年8月7日（月）
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第一グループ
担当 藤田、内田
ダイヤル 052-961-7254
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 中根、高橋
内線 3045、3050
ダイヤル 052-954-6225

江南市における土壌汚染について

ミサワホーム株式会社（東京都新宿区）が江南市内の完全子会社であるテクノエフアンドシー株式会社名古屋工場において土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

- (1) 報告者
ミサワホーム株式会社
- (2) 報告年月日
2023年8月7日（月）
- (3) 汚染が判明した土地の所在地
テクノエフアンドシー株式会社 名古屋工場
愛知県江南市前野町東2番1及び2番2の各一部
- (4) 報告の根拠
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）
- (5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 ^{注2}
六価クロム化合物	0.17mg/L (3.4倍) ^{注1}	0.05mg/L 以下	0～0.75m	3 / 116
鉛及び その化合物	0.015mg/L (1.5倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.5m	1 / 116
砒素 ^{ひそ} 及び その化合物	0.16mg/L (16倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～4.0m	19 / 116
ふっ素及び その化合物	2.6mg/L (3.3倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～1.5m 1.7～2.2m	12 / 116

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装及び不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌の一部の掘削除去及び地下水モニタリングを実施する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、法に基づき土壌溶出量基準を超過した区画を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

ミサワホーム株式会社 管理本部 広報・渉外部
コーポレートコミュニケーション課
住所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
電話 03-3349-8088 (直通)

4 調査対象地の概要

(1) 面積

11,069.3 m²

(2) 調査対象地の利用状況

対象地は、1960年代後半（昭和40年代）から、電気器具工場の敷地として利用され、現在は、住宅用建材等の製造を行っているテクノエフアンドシー株式会社名古屋工場の敷地の一部です。調査対象地内において、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物を含有する薬剤の取扱いが過去にありました。また、過去に生コンクリートを製造していました（生コンクリートは六価クロム化合物を微量含む原材料を使用します）。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。

主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1kgあたり砒素として1.5～500mgと考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)